

朝霞地区県南駅伝競走大会実施要領

(開催日)

第1条 朝霞地区県南駅伝競走大会（以下「県南駅伝」という。）は、毎年、成人の日の前日に開催する。

(主管)

第2条 県南駅伝は、朝霞地区駅伝競走大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が開催に当たる。

(会場)

第3条 県南駅伝の会場は、実行委員会で定めるものとする。

(種別)

第4条 県南駅伝の種別は、次のとおりとする。

- (1) 第1部 一般男子の部
- (2) 第2部 中学生男子の部
- (3) 第3部 一般女子の部
- (4) 第4部 中学生女子の部

(区間)

第5条 県南駅伝の区間は次のとおりとする。

- (1) 第1部、第2部、第3部及び第4部とも全6区間とする。
- (2) 距離については別紙のとおりとする。

(参加資格)

第6条 県南駅伝の参加資格は、次のとおりとする。

- (1) 第1部 学校、会社及びクラブ単位で構成された高校生以上の男子のチーム
- (2) 第2部 中学校単位で構成された男子のチーム
- (3) 第3部 学校、会社及びクラブ単位で構成された高校生以上の女子のチーム
- (4) 第4部 中学校単位で構成された女子のチーム

(チーム編成)

第7条 チーム編成は、正選手6人、補欠選手2人及び監督1人とする。

- 2 学校、企業及びクラブ単位で2チーム以上参加する場合には、同じ補欠選手を重複して登録することができる。
- 3 参加申し込み後の選手の区間変更は認めない。ただし、正選手に事故あるときは、当該区間限り補欠選手の出場を認めるものとし、変更は県南駅伝当日受付に申し出て許可を受けるものとする。
- 4 登録した選手の出走回数は、1回とする。

(参加費)

第8条 県南駅伝の参加費は、1チーム8,000円とする。ただし、第2部及び第4部のチームは4,000円とする。ただし朝霞地区内の公立中学校は3,000円とする。

- 2 参加費は、主催者が指定する金融機関にあらかじめ振り込みをし、県南駅伝当日の持参は認めないものとする。

(参加申し込み)

第9条 県南駅伝に参加しようとするときは、主催者が用意する所定の参加申込書に必要事項を記入し、実行委員会が指定する場所へEメール・郵送又は持参するものとし、FAXはこれを受け付けない。

(参加申し込み期限)

第10条 県南駅伝の参加申し込み期限は、主催者の指定する日とする。

- 2 前項の参加申し込み期限を過ぎた場合は、参加を認めない。ただし、主催者が特に認めた場合に限りこの限りではない。

(選手)

第11条 出走する選手は、主催者が用意したナンバーカードを胸、背部に付けるものとする。

- 2 出走する選手は、主催者が用意したタスキを肩からかけ、全区間を通じて持ち運ばなければならない。
- 3 主催者が用意するタスキは、幅5cmから10cm、長さ150cmから180cmとし、色は次のとおりとする。
 - (1) 第1部においては、赤とする。
 - (2) 第2部においては、水色とする。
 - (3) 第3部においては、緑とする。
 - (4) 第4部においては、黄とする。

4 出走する選手の点呼は、出走時刻の30分前とする。

5 走者は、道路においては中心線より左側、交差点及びカーブ地点においては、中心より右側にはみ出ないこと。ただし、走路を指定された場合はその指示に従うこと。

6 伴走(サイドコーチを含む)は認めない。一般車両にまぎれて走者に伴走、応援したと認められるときは、当該走者のチームを失格とする。

7 走者は、いかなる場合でも県南駅伝本部から中止を命じられたときは、直ちにその命に従わなくてはならない。

8 選手は、出走前又は出走中、薬品(刺激剤を含む)を服用することはできない。

(中継)

第12条 中継は、タスキの受け渡しによるものとする。

2 中継所でタスキを受ける走者は、中継所より進行方向に位置しなければならない。

3 タスキは、中継線と進行方向20メートルの白線内で受け渡ししなければならない。ただし、進

路等の事情により、その区間でその受け渡しができなかった場合は、中継所主任及び審判員がタスキの受け渡しの成否を判定する。

- 4 タスキの受け渡しは、必ず手渡しとし、これを投げたりしてはならない。
- 5 県南駅伝の運営上、繰上げスタートをすることがある。
- 6 前項の繰上げスタートを行う場合は、繰上げスタートとなるチームの監督に、審判員が繰り上げスタート10分前に通告するものとする。

(記録)

第13条 正規に全ての区間を走りきったチームに記録を認めるものとする。ただし、途中棄権したチームであっても、正規に走りきった区間における個人に限り、記録を認めるものとする。

- 2 途中棄権した後の区間については、走ることはできない。
- 3 当日補欠を入れてもチーム人数が足りない場合は競技に参加することができない。
- 4 その他、競技に関する判断は、審判長が行う。

(表彰)

第14条 県南駅伝の表彰は、次のとおりとする。

- (1) 正規に全ての区間を走りきったチームに、優勝及び第2位から第6位までを表彰する。
- (2) 正規に区間を走りきった選手で、その区間の1位の記録の選手を表彰する。

- 2 優勝したチームには、優勝旗、優勝杯、盾、賞状及びメダルを授与する。
- 3 第2位から第3位のチームには、盾、賞状及びメダルを授与する。
- 4 第4位から第6位のチームには、賞状を授与する。
- 5 区間で1位の選手には、区間賞としてメダルを授与する。
- 6 優勝旗及び優勝杯は持ち回りとし、次回開催の県南駅伝の開会式において主催者に返還するものとする。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成18年9月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年9月2日から施行する。